

小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場指定管理者募集要項

1 要項の主旨

この要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に小浜市営駐車場（以下「駐車場」という。）および小浜市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営を行わせるに当たり、当該施設の指定管理者を募集するため、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年小浜市条例第 28 号。以下「手続条例」という。）及び同条例施行規則（平成 17 年小浜市規則第 35 号。以下「手続条例施行規則」という。）、小浜市市営駐車場の設置および管理に関する条例（昭和 56 年小浜市条例第 22 条。以下「駐車場設管条例」という。）および小浜市自転車駐車場設置および管理に関する条例（昭和 59 年小浜市条例第 6 条。以下「自転車駐車場設管条例」という。）等により、その実施に必要な事項を定めるものです。

2 目的

今回、管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し、民間活力により住民に良質なサービスを提供するとともに運営の効率化を図ることを目的に、指定管理者を募集します。

3 施設概要

施設の名称および所在地、駐車可能台数は次のとおりとなります。

(1) 小浜市営広峰駐車場	小浜市小浜広峰 113	188 台
(2) 小浜市営大手第 1 駐車場	小浜市大手町 12-12-1	32 台
(3) 小浜市営駅前駐車場	小浜市駅前町 21-11-6	117 台
(4) 小浜市営伏原駐車場	小浜市伏原 32-10-1	84 台
(5) 小浜市営生守第 1 駐車場	小浜市生守 41-32	14 台
(6) 小浜市駅前自転車駐車場	小浜市駅前町 22-1-15	542 台

4 施設の運用

駐車場設管条例および自転車駐車場設管条例に基づき、次のとおりとなります。

(1) 供用時間および休止について

施設の供用時間および休止については、次の各号に定めるとおりとなります。

ア 駐車場については、全日 24 時間制および月ぎめとします。

イ 自転車駐車場については、全日 24 時間制とします。

ウ 工事、積雪その他の利用により、必要があると認めるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができるものとします。

(2) 駐車の拒否について

指定管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車場における駐車を拒否することができます。

ア 区画線を越える荷物を積載するとき。

イ 発火性または引火性の物品を積載するとき。

ウ 駐車場の管理に支障があると認められるとき。

5 業務内容

指定管理者は、次の業務を行います。

(1) 駐車場および自転車駐車場の運営に関する業務

(2) 施設および設備の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

その他、業務内容の詳細については、小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場指定管理者に係る業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

6 指定期間

指定管理者が管理運営を行う期間は【別記 1】に記載する期間とします。ただし、指定の期間内であっても、市長が指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めたとき、または、緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止させることがあります。

7 指定管理にかかる収入および業務に要する費用の取り扱い

(1) 指定期間中の毎年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる年度をいう。

以下同じ。）の利用料金およびその他対象施設の管理により生じるすべての収入は、指定管理者の収入となり、業務に要する費用はそれら収入から支出する「利用料金制」になります。

(2) 利用料金の額およびその減免措置については、仕様書を参照してください。

(3) 指定管理者業務に係る経費および収入の経理は、指定管理者の他の業務に係る

経理と区分し、明確に管理してください。

8 納付金

(1) 指定管理者は、年間収入額の一部を納付金として市に納入していただきます。

納付金については、下記の表に定める額（消費税および地方消費税を含む。）を下限として、申請者からの提案に基づいて決定するものとします。

年間収入額の区分	納付額の算定基準	
2,100 万円超	1,290 万円	左記に 2,100 万円を超過した額に乘じる 納付率 40%分を加算
2,000 万円超 2,100 万円以下	1,250 万円	左記に 2,000 万円を超過した額に乘じる 納付率 40%分を加算
1,900 万円超 2,000 万円以下	1,200 万円	左記に 1,900 万円を超過した額に乘じる 納付率 50%分を加算
1,800 万円超 1,900 万円以下	1,150 万円	左記に 1,800 万円を超過した額に乘じる 納付率 50%分を加算
1,700 万円超 1,800 万円以下	1,090 万円	左記に 1,700 万円を超過した額に乘じる 納付率 60%分を加算
1,600 万円超 1,700 万円以下	1,030 万円	左記に 1,600 万円を超過した額に乘じる 納付率 60%分を加算
1,600 万円以下	1,030 万円	

ただし、指定期間中に自然災害や社会情勢の大きな変動等によるやむを得ない事由により年間収入額が 1,600 万円を下回った場合の納付額は、別途協議の上、決定するものとします。

9 指定管理者の募集

応募する法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書類を下記の通り小浜市経済産業部文化観光課まで提出してください。

(1) 指定管理者の募集および受付

ア 募集期間および受付期間は【別記 1】のとおりとします。

イ 持参もしくは郵送にて提出してください。なお、郵送の場合、期間内必着となります。

(2) 現地説明会

ア 【別記 1】 のとおり実施します。

イ 電子メールもしくはFAXにて応募ください。

ウ 1 申請者につき 2 名まで参加できます。市役所にお集まりいただいた後、市の公用車により各駐車場を案内します。

1 0 申請資格

申請資格は、次に掲げる要件に該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当しないもの。

(2) 応募書類提出時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないもの。

(3) 国税もしくは地方税または本市の徴収金を滞納してないもの。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないもの。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の市営駐車場の管理運営を行うのにふさわしくないもの。

(6) 本件指定管理者の候補者の選定を行う指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員の属する法人等でないこと。

1 1 申請書類

(1) 申請書類

申請者は、次の書類を提出してください。

ア 小浜市公の施設の指定管理者の指定申請書（手続条例施行規則第 3 条第 1 項）

イ 小浜市公の施設の事業計画書（手続条例施行規則第 3 条第 2 項）

ウ 公の施設の管理運営に係る収支計画書（手続条例施行規則第 3 条第 3 項）

エ 添付書類

(ア)定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類

(イ) 法人の場合、登記簿謄本または登記事項証明書、法人の国税および地方税の納税証明書、消費税納税証明書

(ウ) 法人でない団体の場合、役員の氏名および住所を記載した書類

(エ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他財務の状況を明らかにすることができる書類

(オ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他業務の内容を明らかにすることができる書類

(カ) 申請の資格を有していることを証する書類（誓約書）

(キ) その他本市が必要と認める書類

(2) 提出部数

11 部（正本 1 部、副本 10 部）

(3) 質問等

質問等がある場合は、別紙「質問書」により【別記 1】までに文化観光課あてに電子メールまたは F A X で提出してください。

後日、電子メールまたは F A X で回答するとともに、市の公式ホームページにおいて回答内容を掲載します。

やむを得ない事情により回答書の送付が遅れる場合は、別途連絡します。

なお、回答書は、この応募要項と一体のものとして、応募要項と同等の効力を有するものとします。

(4) その他

ア 提出書類は、原則として A4 版の縦型とします。

イ 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

エ 提出後に申請内容の変更もしくは追加または申請を辞退する場合は、別紙「変更等届出書」により届け出てください。

オ 提出期限経過後の提出書類および申請内容の変更は不可とします。ただし、選定委員会の開催前において誤字を訂正するため、その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、変更をすることができるものとします。この場合は、市が指示する期間までに変更を行ってください。

カ 著作権の帰属

申請書類の著作権は、指定申請した法人等に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表その他必要があると認めるときは、申請書類の内容を無償で使用するものとします。

キ 第三者の権利の侵害

指定申請した法人等が、申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、または第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を当該法人等が負うものとします。

ク 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

ケ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

コ ヒアリングの実施

市が必要と認める場合は、ヒアリングを実施する場合があります。

サ 資料の取扱い

市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

1 2 指定管理者の候補者の選定、協定の締結等

(1) 選定委員会による選考

公正かつ公平に指定管理者の候補者を選定するため、小浜市公の施設指定管理者選定委員会規則（令和2年小浜市規則第44号）に基づき選定委員会を設置し、申請者の提出資料およびプレゼンテーションにより事業内容等を選考し、その審査結果を市長に具申します。

なお、指定管理者の候補者の選考は書類審査およびヒアリングにより行います。

(2) 指定管理者の候補者の選定

選定委員会から意見の具申があったときは、市長はこれを勘案して、指定管理者の候補者を選定します。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、その議決を受けたうえで、指定管理者を指定します。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの募集要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不適当であると認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、上記ただし書に該当する場合および市議会が議案を否決した場合においても、指定管理者の候補者が施設の管理運営の準備のために支出した費用や事業計画書の作成等に要した費用については、市は一切補償しません。

(4) 協定の締結

市長と指定管理者との間で指定管理業務に関する協定を締結する。

(5) 選定の基準

手続条例第4条第1項各号に掲げる基準に照らして、審査を行います。なお、審査における主な評価項目は、次のとおりとします。

ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること。

エ 具体的な審査項目および配点については、【別記2】の審査項目および配点表のとおりとし、その得点に基づき、指定候補者を選定します。

1.3 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、手続条例施行規則第5条の規定により、指定申請した法人に通知する。なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 指定管理者の候補者の選定等の公表

指定管理者の候補者の選定後、申請の概況、選定した指定管理者の候補者名および審査内容の概要を公表します。

(3) 指定管理者の指定の通知

指定管理者を指定したときは、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第7条の規定により、指定をした法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の指定通知書」により、指定をしなかった法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の不指定通知書」により通知します。

1.4 その他

(1) 指定の取消し等

指定管理者が、手続条例施行規則第13条第1項各号のいずれかに該当する場合

は、その指定を取り消し、または期間を定めて管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

1 5 指定管理者の指定等のスケジュール

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 指定申請書の提出締切 | 【別記 1】のとおり |
| (2) 選定委員会による選考 | 【別記 1】のとおり |
| (3) 指定管理者の候補者の仮決定 | 【別記 1】のとおり |
| (4) 指定管理者の候補者との協議 | 【別記 1】のとおり |
| (5) 指定に関する議案を上程 | 【別記 1】のとおり |
| (6) 市長からの指定（議会議決後） | 【別記 1】のとおり |
| (7) 指定管理者と本協定締結 | 【別記 1】のとおり |
| (8) 指定管理者の管理業務の開始 | 【別記 1】のとおり |

1 6 問い合わせ先

〒917-8585

小浜市大手町 6 番 3 号

小浜市 経済産業部 文化観光課

TEL:0770-64-6020

FAX:0770-52-1401

E-mail: kankou@city.obama.lg.jp

【別記 1】

※1 指定期間

令和9年4月1日（木）から令和12年3月31日（日）まで

※2 募集期間及び受付時間

募集期間 令和8年9月17日（木）から令和8年10月13日（火）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）

※3 現地説明会

募集期間 令和8年9月29日（火）まで

開催日時 令和8年10月2日（金）午前10時から

※4 質問書送付期限

令和8年10月5日（月）まで

※5 指定管理者指定に関するスケジュール

- | | | |
|--------------------|------|-----------|
| (1) 指定申請書の提出締切 | 令和8年 | 10月13日（火） |
| (2) 選定委員会による選考 | | 10月中旬 |
| (3) 指定管理者の候補者の仮決定 | | 〃 |
| (4) 指定管理者の候補者との協議 | | 〃 |
| (5) 指定に関する議案を上程 | | 11月下旬 |
| (6) 市長からの指定（議会議決後） | | 12月下旬 |
| (7) 指定管理者と本協定締結 | 令和9年 | 3月中旬 |
| (8) 指定管理者の管理業務の開始 | | 4月1日（木） |

【別記 2】

小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場指定管理者選定委員会審査項目および配点表

審 査 項 目	配 点 率
1 利用者の平等な利用が確保されること ・一部の市民に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。 ・障がい者等への対応は十分に図られるか。	必須 （確保されない場合は失格）
2 事業計画・管理経費の縮減について ・施設の特徴と活かし方について ・利用案内、広報活動及び利用者満足度向上への取組みについて ・サービス向上と利用増進に対する取組みについて ・施設の適切な維持管理について ・安全管理対策、緊急時等の対応策について ・荒天や積雪時の際の対応について ・迷惑行為者に対する対応について ・管理経費の縮減と効率的な運営について	40
3 指定管理業務仕様書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力について ・団体の経営状況（管理実績、安定性、信頼性等）について ・業務を安定して行うための必要な人員配置と勤務体制について ・職員の地元雇用への配慮について ・安定した管理を維持するための職員の質の向上への取組み（研修、指導監督）について ・類似施設等の管理運営の実績について ・パスカードやサービス券等の販売を行う窓口業務について	30
4 個別事項 ・個人情報の適正な管理について ・情報公開に対する措置について	10
5 納付金について ・納付金の額について	20
合 計	100